## 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R3-21)

別紙1

	施策名							担当部	部局名	自然環境局 自然環境計画課 生物多様性センター	作成責任者名 (※記入は任意)	堀上勝(自然環境計 画課長)				
	施策の概要 生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のを行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球						のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供 球規模の生物多様性の保全を図る。						政策体系上の 位置付け 5.生物多様性の保全と自然との共生の推進			
		生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。										生物多様性国家戦略2012-2020 政策評価実施予定時期 令和4年8月				令和4年8月
	No. 1 to 1 mg		# <i>!#  </i> #			年度ごとの目標値						――――――――――――――――――――――――――――――――――――			いの記点の担加	
	測定指標	基準値 基準年度		目標値	目標年度	年度ごとの実績値 H30年度 R元年度 R2年度 R3年度 R4年度 R5年度				R6年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 R6年度			この設定の根拠		
		00%			R3年度	_	75%	_	75%	_	_	_	生物多様性国家戦略2012-2020において、生物多様性の保全及び持続に関する行動計画の横断的・基盤的施策の一つとして「生物多様性の 進」を掲げており、その数値目標として、同測定指標を用いているが、コ	多様性の主流化の促		
	1 「生物多様性」の認識状況   	30%	H16年度	75%		_	52%	_					よってCOP		次期国家戦略の策定が遅	
	2 生物多様性地域戦略策定	18都道府県	H23年度	47都道府県	R3年度	_	_	47	47	_	_	_			こ 生物多様性地域戦略を策 期国家戦略の策定が遅れ	
	│ <sup>2</sup> 済自治体数(都道府県) │	10即是形水	1120-12			43	44	47					れるまで、現行目標を維持する。		When the Name of States of the	
	生物多様性国家戦略 3 2012-2020に定める我が国	_	H22年度	100%	R3年度	_	-	100%	100%	_	_		多様性国家	₹戦略2012-2020におじ	票である愛知目標の達成はいて国別目標及び関連指標	を定めている。コロナ
	。 の国別目標の関連指標の 改善状況				75%	75%	85%					標を維持す		が遅れており、同戦略が改	(正されるまで、現行日	
	全国の1/2.5万地形図面数 ィ に対する植生図整備図面	国土の35%	H18年度	度 100%	00% R5年度	88%	89%	91%	95%	99%	100%	_	る縮尺1/2.	5万の植生図について	等において、国土の自然5 は、国土の可能な限り広い おり、再生可能エネルギー	面積を整備するなど早
	4 数の割合[整備図面数/全 国土図面数]	国工0/33%	日10千茂	100%	N3千度	86%	89%	94%					基礎データ		められているなど、令和5年	
	測定指標	目	標	目標	年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										
	5 生物多様性保全に係る必 要な国際的取組の状況	生物多様性 めの国際的 推進		呆全のた よ取組の -			生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(IPBES)の地球規模評価報告書に示されたとおり、生物多様性の損失に対処するには や貿易といった国際的に協調・連携した取組の推進が不可欠であり、こうした観点から新たな世界目標であるポスト2020生物多様性枠組とそのPDCA強化 いるため。									
	達成手段	(百万円) (百万円)		当初予算額 (百万円)	関連する								行政事業レビュー			
	(開始年度)			R2年度	R3年度	指標	7.1% 1 1X V 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							事業番号		
(	国際分担金等経費 )(昭和54年度) (関連:28-②、28-②)	251 (251)	253 (251)	250 (249)	436	5	行政事業レビューURL: 'http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/195.xlsx						195			

(2)	生物多様性センター維持 運営費 (平成10年度)	88 (73)	93 (64)	117 (75)	85	1	全球の手段の概要	196
(3)	自然環境保全基礎調査費 (昭和48年度)	73 (63)	55 (53)	69 (68)	60	3,4	〈達成手段の概要〉 自然環境保全法第4条に基づき、全国的な観点からわが国における自然環境の現状及び改変状況を把握し、自然環境保全等の施策を推進するための基礎資料を整備・提供する。 〈達成手段の目標〉 自然環境に関する全国的な基盤情報を、継続的に収集・提供する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 全国的な観点から我が国における自然環境の現状及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するとともに基礎資料を整備することは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。	197
(4)	地球規模生物多様性モニ タリング推進事業費 (平成15年度)	309 (309)	322 (322)	305 (289)	297	3	〈達成手段の概要〉 国内の各生態系を対象として、全国約1,000か所において継続的なモニタリングを実施し、その変化を把握する。 東・東南アジア地域の生物多様性情報の整備、CITES掲載種分類学能力構築のための研修を実施する。 〈達成手段の目標〉 生物多様性の保全や地球温暖化等による影響評価等に資する基礎情報を収集・提供する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 我が国を代表とする生態系の現状と時系列・空間的変化をとらえ、科学的かつ客観的なデータを収集し、生物多様性保全施策に必要な科学的基盤情報の整備・提供を行うことは、施策の達成すべき目標である「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める」ことに寄与する。また、東・東南アジア地域の生物多様性情報の整備や、同地域における能力構築等の国際的な取組を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全」に寄与する。	198
(5)	地球規模生物多様性情報 システム整備推進費 (平成6年度)	97 (96)	89 (84)	101 (99)	88	3	〈達成手段の概要〉 生物多様性情報システム(J-IBIS)等を引き続き整備し、WebGIS技術を用いた提供を行うなど生物多様性保全に係る情報の利活用を推進する。 〈達成手段の目標〉 J-IBISの機能及び提供情報を拡充し、生物多様性に関する情報提供を積極的かつ速やかに実施する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 生物多様性情報システム(J-IBIS)は、我が国の生物多様性や自然環境に関するさまざまな情報を収集し広く提供することを目的として、構築されたシステムである。 ・生物多様性に関する情報収集をWebGISを用いた情報提供を行い、生物多様性保全に係る情報の利活用に貢献する。 ・生物多様性に関する情報の拡充、親しみやすいWebコンテンツの見直しを行い国民への生物多様性に関する普及啓発に寄与する。	199
(6)	生物多様性国家戦略推進 費(「生物多様性基本施策 関係経費」からの名称変 更) (平成20年度)	36 (26)	36 (29)	28 (27)	31	1,2,3	行政事業レビューURL: http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/195.xlsx	201

「国連生物多様性の10年」 (7) 推進事業費 (平成23年度)	15 (15)	15 (14)	15 (17)	-	1		202
ポスト2020目標検討等調 査費 (平成31年度:中間評価を ふまえた愛知目標達成方 策検討調査費) (平成24年度:愛知目標の 実現に向けたCOP10主要 課題検討調査費) (平成23年度:ポスト2010 年目標の実現に向けた COP10主要課題検討調査 費)	41 (40)	44 (37)	50 (18)	50	3,5	<ul> <li>〈達成手段の概要〉</li> <li>生物多様性条約COP15において新たな世界目標である「ポスト2020生物多様性枠組」を策定し、迅速に実施につなげるため、、事業者や消費者等の民間部門における生物多様性保全への参画推進、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書の国内措置の着実な実施、生物多様性の経済価値評価、資源動員戦略の検討等が不可欠となっている。これらに関する課題を整理し、ポスト2020生物多様性枠組の議論に積極的に貢献するとともに、その実現に向けてステークホルダーの取組を促進していくことを目的とする。</li> <li>〈達成手段の目標〉</li> <li>・経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、生物多様性の保全と持続的利用に向けた事業者の取組に関する情報収集・発信を行い、経済社会における生物多様性の保全等の促進につなげる。</li> <li>・今後の課題について検討するために、生物多様性を対象とした経済的価値の評価に係る国内外の情報収集を行う。</li> <li>・名古屋議定書の国内措置の効率的かつ効果的な実施。</li> <li>・生物多様性に係る条約関連会合の議論への我が国の意見のインプット。</li> <li>〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉</li> <li>・説明会の実施、特設ウェブサイトの運用・保守、諸外国法令の翻訳等を行い、名古屋議定書の国内措置の普及啓発及び実施を支援する。</li> <li>・個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び多様な主体間の連携・協働を促進することにより、民間部門における自発的な生物多様性の取組が推進され、自然環境の保全に寄与する。</li> <li>・生物多様性に関する国際規格(ISO)、自然関連財務情報タスクフォース(TNFD)等の議論に貢献するとともに、ガイドラインの策定等により国内の事業者の取組を支援する</li> <li>・生物多様性が有する価値を経済的な評価により可視化し、評価結果等を活用して生物多様性の重要性についての普及広報等を推進することで、生物多様性の主流化に貢献する。</li> <li>・資源動員目標の達成方策の検討を進めることにより、各種生物多様性保全施策の実施に寄与する。</li> <li>・生物多様性に係る条約関連会合への専門家の派遣により、議論の進展に貢献する。</li> </ul>	203
生物多様性及び生態系 サービスに関する科学政 策プラットフォーム推進費 (平成25年度)	38 (32)	39 (35)	39 (25)	35	3,5		212
サンゴ礁生態系保全対策 推進費((旧)アジア太平洋 地域生物多様性保全推進 (10) 費のうち、アジア・オセアニ ア重要サンゴ礁ネットワー ク構築事業) (平成30年度)	31 (29)	31 (31)	23 (23)	32	3,5	〈達成手段の概要〉 ・東アジア地域のサンゴ礁生態系のモニタリングを推進し、保全事例に役立てる。 ・「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」の最終評価を行い、次期行動計画を策定する。 〈達成手段の目標〉 ・地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)東アジア地域のモニタリング体制及び情報共有メカニズムを強化する。 ・「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」について、計画期間内の取り組みと目標の達成状況を評価し、その評価を踏まえた次期計画を策定することで、サンゴ礁生態系の効果的且つ効率的な保全を促進する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・サンゴ礁生態系保全を促進し、生物多様性国家戦略2016-2020及びポスト2020生物多様性枠組に掲げられているサンゴ礁生態系保全に関する目標の達成に寄与する。	207

	1	_	-	1	_	<del>,</del>	
森林·乾燥地·極地保全対 (11) 策費 (平成23年度)	29 (12)	31 (28)	30 (21)	26	5	<ul> <li>〈達成手段の概要〉</li> <li>・世界の森林の生物多様性保全、砂漠化対処に関する普及啓発等を実施する。</li> <li>・南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守とその発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理を担保する。</li> <li>〈達成手段の目標〉</li> <li>・世界の森林の生物多様性の保全を図るための普及啓発を実施することで海外森林の生物多様性保全活動が継続的に促進される。また、砂漠化/土地劣化に対処するため、乾燥地における持続可能な牧草地管理のための住民参加による計画・管理モデルの普及浸透を図ることで、締約国としての国民意識が向上する。</li> <li>・南極地域の環境実態把握モニタリングの実施により南極観測において環境配慮が促進される。南極環境保護法に基づく手続きやその変更の更なる周知徹底を行うことで法的手続きの遺漏を防止する。</li> <li>〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉</li> <li>・生物多様性条約、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展への貢献をすることで、世界の森林及び乾燥地域における生物多様性の保全等に寄与する。</li> <li>・南極地域の保全により国際的枠組への参加を通じた地球規模の生物多様性保全に寄与する。</li> </ul>	209
アジア保護地域イニシア (12) ティブ構築推進事業 (平成25年度)	26 (19)	24 (20)	19 (8)	19	5	〈達成手段の概要〉 我が国を含むアジアにおける保護地域の管理水準の向上のため、第1回アジア国立公園会議(平成25年11月、仙台市)や第6回世界国立公園会議(平成26年11月、オーストラリア)の成果を踏まえ、我が国がリーダーシップを発揮してアジアにおける保護地域に係る連携のための枠組みを構築し、こうした枠組みに基づき国立公園等の保護地域の管理手法等に関する取組事例の共有や能力開発等の事業を実施する。 〈達成手段の目標〉 アジアにおける愛知目標の達成を含めた生物多様性条約に基づく取組の推進に資するため、アジアにおける国立公園等の保護地域に係る連携のための枠組を通じた活動を通じ、ポスト2020目標も見据えつつ、アジアにおける保護地域の管理水準の向上を目指す。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 各国の愛知目標達成に向けた取組が推進されるとともに、我が国の生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮とパートナーシップの強化を図ることにより、施策の達成すべき目標「国際的枠組みへの参加を通じて、自然資源の保全、地球環境の生物多様性の保全を図る」に貢献する。	203
地域における対策・活用推 (13) 進のための要注意鳥獣等 (クマ等)監視業務 (平成27年度)	0	О	0	0	3	〈達成手段の概要〉 生態系や農林水産業などへの被害が甚大化している要注意鳥獣(クマ等)などについて生息状況調査を行い、今後の生息分布を予測する。 なお、平成30年度より、自然環境保全基礎調査費と一体的に実施することにより、より効率的・効果的な事業の実施を目指す。 〈達成手段の目標〉 要注意鳥獣(クマ等)7種の生息情報を収集し、分布状況を明らかにし、公開する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 平成30年度より、「自然環境保全基礎調査費」と一体的に実施することにより、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」により効率的・効果的に寄与する。	-
生物多様性保全推進支援 事業 (平成20年度)(関連:29- 〇)	95 (90)	136 (129)	136 (128)	172	3	〈達成手段の概要〉 地域における生物多様性の保全・再生(特定外来生物防除対策、重要生物多様性保護地域保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築、地域民間連携促進活動、国内希少野生動植物種生息域外保全、国内希少野生動植物種保全、特定外来生物早期防除計画策定、里山未来拠点形成支援事業)に資する先進的・効果的活動を支援する。 〈達成手段の目標〉 国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動を実施する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 本達成手段は地域における生物多様性の保全・再生(特定外来生物防除対策、重要生物多様性保護地域保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築、地域民間連携促進活動、国内希少野生動植物種生息域外保全、国内希少野生動植物種保全、特定外来生物早期防除計画策定、里山未来拠点形成支援事業)に資する活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献する。	213
気候変動適応計画推進の (15) ための浅海域生態系現況 把握調査	15 (12)	13 (12)	13 (11)	12	3	〈達成手段の概要〉 浅海域生態系の現状把握調査を行い、沿岸域生態系における気候変動の影響評価等を行うことで、適応策の検討及び推進等に資する 基盤的情報を整備・提供する。 〈達成手段の目標〉 サンゴ群集の分布状況について把握する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 サンゴ礁の分布等を把握し、分布図の整備・提供を行うことは、施策の達成すべき目標である「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める」ことに寄与する。	206
自然生態系を基盤とする (16) 防災減災推進費 (令和2年度)	-	-	80 (1)	80	3	行政事業レビューURL: 'http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/253.xlsx	253
生物多様性の主流化推進 (17) 事業費 (令和3年度)	-		<u> </u>	15	1	行政事業レビューURL: http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r03/xls/r03-0011.xlsx	新21-0011
施策の予算額・執行額	1,144 (1,067)	1,181 (1,109)	1,275 (1,059)	1,438		・ 係する内閣の重要政策 +演説等のうち主なもの)	